**２　その他**

資料５

１　普及・ＰＲについて

（１）今後の方針について

・答申で得た方針に従い、普及・ＰＲの取組みをさらに進める。

・イベントでの製品  
展示等によりPRを  
より一層進める

府民に

・府民にとって身近な日用品や事務  
用品の製造者に対して、認定制度を  
PR

・本制度を「品質の保証」として使用  
しないなど、認定制度の趣旨等を  
踏まえた適正な取扱いを求める

事業者に

・見直し後の認定制度とともに、  
「より質の高いリサイクル」という  
大阪府が目指す循環型社会の  
将来像をPR

・「繰返しリサイクルされている  
認定製品」を重点的にPR

（２）本年度実施した取組み

・本年度は、以下のとおり普及・PR取組みを実施した。

* 南港エコフェスタでの製品展示(６月13日)
* 池田泉州銀行における府内店舗でのリーフレット配布(６月)
* 府民情報プラザにおけるリーフレット配布(６月)
* 環境農林水産総合研究所における製品展示(常設)
* 堺第７－３区管理事務所における製品展示(常設)
* 製品募集時において「大阪府商工関連ニュース」「環境技術情報メール配信サービス」メールマガジン配信

（３）今年度の今後の取組み

・改正した認定制度に関して、引続きチラシ作成・配布、府ホームページ掲載、イベント等によるPRをより一層推進する。

・認定制度のPRに併せて、今後の循環型社会の方向性である「質の高いリサイクル」に  
ついて、大阪府が目指す将来像をＰＲする。  
また、第２段階基準認定区分の創設の趣旨と該当製品を重点的に広報する。

|  |
| --- |
| 制度改正の趣旨、及び、認定製品一覧を掲載したカタログを作成する。 |

・府民が認定製品を見かける機会を増やす。

|  |
| --- |
| 府民が日常的に使用する製品の製造事業者へ重点的に認定制度の周知を行う。 |

・認定制度の趣旨については申請時等に説明を行っているところであるが、認定期間が  
３年間であるため、認定事業者の人事異動等により申請時と異なる者が担当者となった場合は、認定制度の趣旨が正しく引継がれないおそれがある。

|  |
| --- |
| 認定制度の適正な取り扱いを求めるため、認定事業者に対して年１回(実績 報告の提出時)に制度趣旨の説明を実施する。 |

２　平成27年度第１回の認定申請の状況について

・平成27年６月17日～30日に実施した第１回認定申請については、以下のとおり。

　○新規申請…２申請７製品

　○再申請　…７申請14製品

　以上、計21製品

※９月上旬(予定)に実施する第２回リサイクル製品認定部会にて審査予定。